

本堂裏手の有馬家墓所は、初代豊氏、2代忠頼、7代頼備、10代頼永が埋葬され、10代までの歴代藩主の墓石や供養塔が残っています。「有馬家霊屋5棟」の一つで、寛永7(1630)年に建てられた「梅林院霊屋」は市内最古の木造建築です。

昭和33(1958)年、梅林寺を開山した初代住職・再門玄叙の350年忌にあたり、檀信徒の協力とブリヂストン創業者・石橋正二郎氏の寄付で外苑が完成。名実ともに「梅の名所」として知られるようになりました。敷地面積は約3000坪。30品種約500本のウメ、ツツジ、モミジ、ツバキなど四季の景色を楽しむことができます。遠くは背振の連山、眼下には筑後川を眺めることができます。観光名所の一つです。

- 久留米歴代藩主
- 初代 豊氏 とうじ
 - 二代 忠頼 ただより
 - 三代 頼利 よりとし
 - 四代 頼元 よりもと
 - 五代 頼旨 よりむね
 - 六代 則維 のりふき
 - 七代 頼備 よりゆき
 - 八代 頼貴 よりたか
 - 九代 頼徳 よりのり
 - 十代 頼永 よりとお
 - 十一代 頼成 よりしげ
- は今回のモノ語りと関わる藩主

HP ならではの秘話も連載中

詳しくは QRコード

市ホームページ「久留米入城400年モノ語り」へ

関連情報は「これ、知ってる!」へ

大名一家の御霊が眠る墓所
梅林寺は、山号を江南山、如意輪観音を本尊とする臨済宗妙心寺派の古刹です。歴代住職は19人。九州一の修行道場としても有名です。元和7(1621)年、初代藩主・有馬豊氏によって創建されました。有馬家の菩提寺として、丹波福知山(現在の京都府福知山市)の瑞巖寺を移したものです。豊氏の父で藩祖・則頼の法名「梅林院殿」にちなみ「梅林寺」と名付けられました。

春を告げる梅の名所
明治政府が出した「廃仏毀釈」によって、梅林寺は江戸時代から守ってきた伽藍の多くを失います。久留米藩の保護もなくなり、次第に荒廃が進みました。これを憂慮した市内の有力商家らの援助により、明治20年代から大正時代にかけて復興してきます。本堂や境内の建物、霊屋も修復され、15世住職・猷禪玄達(いけんげん)の時代には、九州第一の禅林道場になりました。



外苑にあるドイツ文学者・菅虎雄の顕彰碑。呉服町(現在の城南町)出身で夏目漱石と親友でした。漱石が梅林寺に立ち寄った時に詠んだ句碑と並んで建てられています



梅林寺の山門を抜けて右にある「禅堂」。禅修行の重要な場で外部と隔られています。写真左には、市指定天然記念物のソテツも



玉剣や紅千鳥など紅白のウメが咲き乱れます。2月から3月に見頃を迎え、外苑中がウメの香りに包まれます

有馬の法灯守る梅林寺

不妊に悩む人をしっかりサポートします

特定不妊治療費の助成を拡充

令和3年度の組織改正

■国の助成制度改正の内容(1月1日以降終了の治療が対象)

	改正前	改正後
助成上限額	1回目 30万円 2回目以降 15万円 ※卵を得られないため中止した場合と凍結胚移植は7万5,000円	1回目 30万円 2回目以降 30万円 ※卵を得られないため中止した場合と凍結胚移植は 10万円
所得制限	夫婦の所得金額が730万円未満	所得制限なし
助成回数	・妻の年齢 40歳未満 生涯で通算6回 ・妻の年齢 40歳以上43歳未満 生涯で通算3回	・妻の年齢 40歳未満 子ども1人ごとに通算6回 ・妻の年齢 40歳以上43歳未満 子ども1人ごとに通算3回
婚姻関係	戸籍上の夫婦	戸籍上の夫婦、 事実婚の夫婦
対象年齢	妻の年齢が43歳未満	

助成する金額・範囲を拡大
特定不妊治療は1回の治療費が20万〜60万円と高額です。国は出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療に対する保険適用を検討しています。それまでの間、今までの助成内容を拡充します。1月1日以降に終了した治療が対象です。

拡充の内容は次の通りです。
助成上限額 2回目の治療以降も30万円
所得制限なし
助成回数 ①妻の年齢が40歳未満の場合、子ども1人ごとに通算6回
②妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合、子ども1人ごとに通算3回へ

■婚姻関係 戸籍上または事実婚の夫婦が対象
■市独自の助成も見直し
久留米市は、これまで年度初回の助成時、国の上限額30万円に5万円上乗せしていました。今回の改正で上限額が大きく増えるため、市独自の助成は廃止します。

新型コロナウイルスの影響で昨年中に治療ができなかった人に、市独自の助成の経過措置を設けます。対象は、1月から3月までに治療が終了し、改正前の制度の要件を満たす人。助成額は5万円。卵を得られないために中止した場合と凍結胚移植は、2万5000円を上乗せします。
◎子ども子育てサポートセンター(☎0942・30・9731、FAX 0942・30・9718)

市ホームページ「不妊に悩む方への特定治療支援事業」へ

詳しくは QRコード

子ども・子育て支援など充実

市の組織を一部改正します。実施日は4月1日(木)です。

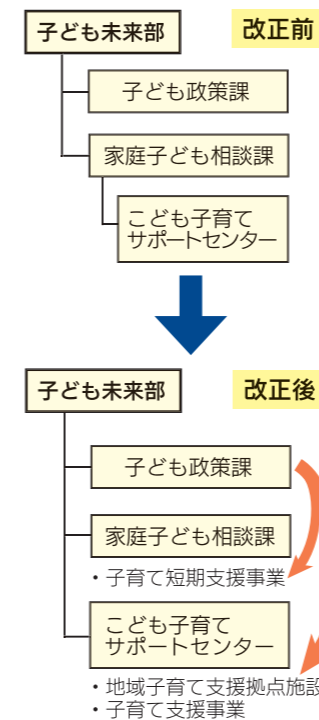
切れないない支援体制を

【子ども未来部】子育て支援事業と母子保健事業を一体的に推進し、児童虐待予防の取り組みをさらに進め、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行います。地域子育て支援拠点(子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センター)と子育て支援事業の所管を「子ども政策課」から「子ども子育てサポートセンター」へ移管します。「家庭子ども相談課」の課内室だった「子ども子育てサポートセンター」を課として位置づけられます。子育て短期支援事業の所管を、「子ども政策課」から「家庭子ども相談課」へ移管します。

国・県とさらなる連携へ

【都市建設部】都市建設部内の各課で担っている、国県が所管する道路や河川などに対する調整業務や国県河川の整備促進を「道路ネットワーク推進課」へ集約。課名を「道路ネットワーク推進課」から「広域事業調整課」へ変更し、国や県と連携してハード整備を推進します。
◎人事厚生課(☎0942・30・9056、FAX 0942・30・9706)

■子ども未来部の組織改正図



業務移管